

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 答 申

(答 申 第 85 号)

令和5年3月17日

大津市情報公開・個人情報保護審査会

答 申

第1 審査会の結論

大津市長（以下「実施機関」という。）が行った保有個人情報不開示決定については、審査請求人の氏名、続柄及び対応記録等の審査請求人に関する情報につき、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求の経過

1 保有個人情報開示請求

令和4年6月8日、審査請求人は、大津市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第17条第1項の規定に基づき、実施機関に対して次の保有個人情報の開示を求める保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

「〇〇について、〇〇年〇〇月以降、また〇〇年〇〇月〇〇日から回答日までの間に、長寿政策課・介護保険課・健康推進課において作成されたケース記録・対応記録・同人の親族との対応記録・連絡記録及び面談記録一切。」

2 実施機関の決定

令和4年6月24日、実施機関は、本件開示請求に係る保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）は、開示請求者以外の情報であり、請求者自身の個人情報に該当しないとして条例第22条第2項の規定に基づき、保有個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

令和4年8月22日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定に基づき、審査請求を行った。

第3 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件保有個人情報の開示を求めるものである。

第4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

- 1 本件処分は、「請求者以外の情報であり、請求者自身の個人情報に該当しないため」との理由で不開示決定をしている。この理由は、開示を求める個人情報が、〇〇に関するものであり、審査請求人自身の情報でないことを理由としたと推測できる。
- 2 しかし、〇〇は死亡しており、請求者は法定相続人であることから〇〇の権利義務を相続により承継している。そうすると、本件開示請求は、請求者自身の個人情報と同視すべきであり、「請求者以外の情報であり、請求者自身の個人情報に該当しないため」とする理由は違法となる。
- 3 請求者の〇〇である〇〇は、大津市の関与で施設に入所することとなり、それによって、①〇〇である審査請求人との交流を持てなくなった②自宅で過ごし最期を迎えることができなかつたこの2点から、〇〇は大津市に対して不法行為による損害賠償請求権（慰謝料請求権）を有す

る。〇〇が有していた大津市に対する損害賠償請求権を審査請求人は相続により承継している
ので、〇〇の大津市に対する損害賠償請求権に関する情報（大津市の関与で施設に入所するこ
ととなった経緯等に関する情報）は審査請求人自身の個人情報であると考えられる場合に該当
する。

- 4 具体的な内容として、〇〇は家族とともに家庭で生活することを希望していた。〇〇本人の
身体・健康状態が施設入所もやむを得ないまでの状態ではなく、同居する家族も〇〇に家庭で
生活してもらうことを望んでいた。大津市の関与がなければこの〇〇年〇〇月に施設に入所す
ることにはならなかったものであり、大津市の関与によって〇〇は本人の希望や意思にそぐわ
ない状況に置かれたのである。
- 5 〇〇が自身の希望や意思を尊重されずに不当に扱われ、日本国憲法で保障された基本的人権
及び人格権を侵害されたとするならば、これは行政による不法行為に当たり、〇〇は大津市に
対して損害賠償請求権を有することになる。
- 6 また、施設入所に際して発生した諸々の費用負担は、本来であれば家庭で生活しており必要
のなかった支出であるとする、〇〇の財産権が侵害されたことにもなる。
- 7 そもそも今回開示請求をした〇〇の個人情報は、請求者と無関係の情報ではなく請求者とそ
の〇〇に対する大津市の対応に関連するものである。
- 8 先に開示請求をした請求者本人の個人情報については「一部不開示」という決定であったが、
開示された部分の個人情報に〇〇年〇〇月に〇〇と〇〇に対し〇〇あんしん長寿相談所が行っ
た介護認定の際の記録がある。これは請求者が立ち会い、対応した際の情報として開示請求し
たのであるが、それによると少なくとも〇〇年〇〇月以降、〇〇あんしん長寿相談所は請求者
とその〇〇・〇〇3人の家庭での生活状況について一定の情報と認識を持っていたことになる。
- 9 〇〇は〇〇年〇〇月に発症した〇〇の状態にあり、自らの意思や希望を言語を用いて表現し
伝えることに困難を抱えていた。また、身体状態もあり単独で外出することはなかった。ゆえ
に、〇〇自身が「各関係部署に自身の生活状況等について相談を行った」とは考え難い。
- 10 今回開示請求をした〇〇の個人情報は、〇〇自身が「各関係部署に自信の生活状況等につ
いて相談を行った際に、その相談内容等を記載した記録」ではなく、〇〇の施設入所に大津市が
どのように関与したかを記録した情報である。〇〇のみの状態によって施設入所となったので
はなく、家庭生活において請求者とその〇〇との間に問題が生じ、その〇〇に対して大津市が
行った対応に関連して今回の〇〇に対する対応があるのである。
- 11 さらに大津市は、〇〇が一時入院中の病院を請求者に無断で退院させられ施設に入所させ
られた〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇月〇〇日まで実に〇〇か月もの間、「〇〇については大津市
は関与していない」と虚偽の説明を繰り返した。その間にもっと適切な対応がなされていたな
らば、〇〇は家にも帰れず〇〇である請求者とも会えないままにこの世を去ることはなかった。
- 12 少なくとも〇〇年〇〇月以降の〇〇家に対する大津市の対応に問題と不適切な点があり行
政的不作為・不法行為があったために、〇〇は尊厳を損なわれ家庭での生活と〇〇である請
求者と共に過ごす機会を奪われ、しかもその状況のうち何物にも代えがたい生命を失うことと
なったのであって、これは〇〇の人権と人格権を著しく侵害するものである。ゆえに、〇〇は大
津市に対して損害賠償請求権を有することになる。

- 1 3 加えて、〇〇は本人の身体・健康状態からどうしても施設入所を必要としていたのではなく、本人も施設入所を希望していたわけでもなかった。本来であれば本人の希望通りに家庭生活を続けることができたはずで、大津市の関与がなければ施設に入所することもそれに伴う諸々の費用負担の支出も必要がなかったものである。とするならば、大津市によって〇〇の財産権が侵害されたことにもなる。
- 1 4 したがって、今回開示請求した〇〇についての個人情報「死者である被相続人から相続した財産に関する情報や、死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権に関する情報」であることは明らかである。
- 1 5 以上により、〇〇が有していた大津市に対する損害賠償請求権を審査請求人は相続により承継しているので、〇〇の大津市に対する損害賠償請求権に関する情報（大津市の関与で施設に入所することとなった経緯等に関する情報）は請求者自身の個人情報であると考えられる場合に該当する。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

- 1 本件保有個人情報は審査請求人の〇〇が各関係部署に自身の生活状況等について相談を行った際に、その相談内容等を記載した記録であり、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないことは明らかである。
- 2 死者は開示請求権の主体とはなり得ないが、死者の個人情報が請求者自身の個人情報であると考えられる場合には請求者自身の個人情報として開示請求することができるものである。
- 3 死者の個人情報が請求者自身の個人情報であると考えられる情報とは、死者である被相続人から相続した財産に関する情報や、死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求検討に関する情報などであるとされている。
- 4 そこで、本件保有個人情報が被相続人から相続した財産に関する情報やその他相続した権利義務に関する情報であるか検討したところ、相続人個人に関する情報と認める事情はなく、審査請求人の保有個人情報に該当しないと判断した。したがって、本件保有個人情報が相続財産等に関する情報にも当たらないため、条例第16条第1項に規定する開示請求権のある「本人」に係る情報に該当しないと判断し、本件開示請求について不開示決定としたものである。

第6 審査会の判断理由

- 1 本件開示請求について

本件開示請求は、審査請求人の亡〇〇に関する保有個人情報について、審査請求人自身の保有個人情報として開示を求めたものである。

実施機関は、本件保有個人情報について、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして本件処分を行った。

審査請求人は、亡〇〇の法定相続人であり、相続によりその権利義務を承継しているから、本件保有個人情報は審査請求人自身の保有個人情報と同視すべきであると主張していることから、本件処分の妥当性について検討する。

2 本件処分の適否について

- (1) 開示請求権を規定した条例第16条第1項では「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる」と定めている。
- (2) 本件請求に係る保有個人情報開示請求書の記載によると、審査請求人は、亡〇〇の相続人として本件請求を行ったものと考えられるが、保有個人情報開示請求権は、請求権者の一身に専属する権利であって相続の対象となるものではないことから、亡〇〇に関する情報が、その相続人であることのみを理由に請求人自身の個人情報であると認めることはできない。ただし、死者の個人情報であっても、同時に請求者自身の個人情報であると考えられる場合には、自己を本人とする開示請求を行うことができると解される。
- (3) 本件審査請求において、審査請求人は、大津市による不法行為に基づく損害賠償請求権（慰謝料請求権）を相続により承継したことから、亡〇〇の個人情報は、同時に審査請求人自身の個人情報であると主張する。しかしながら、審査請求書や意見書、口頭意見陳述の内容を見る限り、損害賠償請求権の発生の有無について抽象的な可能性を主張することとどまることから、本件保有個人情報が、審査請求人が有するとする損害賠償請求権（慰謝料請求権）の存否に密接に関連する情報であるとは認め難く、審査請求人の亡〇〇の保有個人情報の全てが、同時に審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとはいえない。
- (4) 他方、本件保有個人情報は、審査請求人の亡〇〇に係るケース記録、対応記録のほか、親族との対応記録を含むものであるから、その中には、審査請求人に関する情報も記録されていることが考えられる。そこで、当審査会事務局に確認させたところ、本件保有個人情報には、氏名、続柄及び対応記録等の審査請求人に関する情報が含まれているとのことであった。よって、これらの情報は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められる。

3 結論

以上のことから、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和4年 9月16日	諮問書の受理
令和4年11月21日	実施機関からの事情聴取 審査請求人の意見陳述 審議
令和4年12月19日	審議
令和5年 1月24日	審議
令和5年 2月21日	審議
令和5年 3月17日	答申